

京都市交通局管理規程 2-5 (京都市交通局公文書取扱規程) の一部
を次のように改正する。

平成 17 年 8 月 8 日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田 與三右衛門

第 2 条第 11 号中「, プロジェクトチーム」を削る。

附 則

この改正規程は, 公布の日から施行し, 平成 17 年 8 月 3 日から適用する。

(交通局企画総務部総務課)